令和２年度　既存高齢者施設スプリンクラー等整備等事業

（１）対象施設

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、その他宿泊を伴う高齢者施設

※すでに設置義務違反となっており、消防署等から指導を受けている施設については対象外となります。

（２）対象設備　　令和２年度中に設置する以下のもの。

【スプリンクラー設備】

対象施設が 1,000 ㎡未満の場合　：　９，７１０円／１㎡

※1,000 ㎡未満で消火ポンプユニット等の設置が必要な場合は、

９，７１０円／１㎡　＋　２，４４０千円

【自動火災報知設備】

対象施設が 300 ㎡未満の場合　：

１,０８０千円／１施設

【消防機関へ通報する火災通報装置】

対象施設が 500 ㎡未満の場合　：

３２５千円／１施設

（※）補助単価については、令和２年３月時点の見込であるため、変更の可能性があります。

（３）利用手続　①　補助金活用を希望する場合は、事前に高齢者事業推進課介護基盤係まで必ず事前相談をしてください。

②「事前協議書」を令和２年４月１５日（水）（必着）までに川崎市高齢者事業推進課介護基盤係宛に提出してください。

市ホームページに掲載している事前協議書様式をダウンロードしていただき必要事項を記載の上、添付書類と併せてご提出くださいますようお願いいたします。

≪事前協議書郵送先≫

〒212-００１３

川崎市幸区堀川町５８０番地ソリッドスクエア西館１０階

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課介護基盤係

注１　市が交付する交付決定書（市長印付の文書）を受ける前にスプリンクラー設備等を設置した場合は、当該交付金は交付されませんので御注意ください。

注２　交付対象は高齢者施設を運営する事業者であり、建物の所有者がスプリンクラー設備等を設置する場合は交付対象となりません。

（補助金の問合せ　川崎市健康福祉局高齢者事業推進課介護基盤係　044-200-2454）

手続の流れ

① 川崎市への事前協議書提出（事業者⇒川崎市）【4月１５日まで】
② 川崎市からの連絡（川崎市⇒事業者）【令和２年.6～8月頃】
（※）②は例年時期が変動します。お示ししている時期は目安となりますので、ご了承ください。
③ 川崎市へ補助金交付申請書を提出（事業者⇒川崎市）【②の連絡後】
④ 川崎市から決定通知を受理（川崎市⇒事業者）【③の提出後概ね１か月】
⑤ 工事にかかる契約・工事着手
（※）**必ず川崎市からの決定通知を受理してから着手**してください。それ以前に工事契約締結・工事着手をした場合、補助対象外となります。
（※）工事については、各種検査を含めて対象年度の３月末までに完了してください。３月末までの日付で交付が確認できない場合、補助金の交付を受けられなくなります。
⑥ 補助事業完了後、実績報告書を提出（事業者⇒川崎市）【完了後１０日以内】
⑦ 川崎市による完了検査
⑧ 完了検査後、補助金の交付決定（川崎市⇒事業者）
⑨ 補助金の請求（事業者⇒川崎市）
⑩ 補助金交付
⑪ 当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還

その他

① 国との協議によっては、実施の可否、補助金額及び補助内容について変更になる可能性があります。また、補助金予算額を超える申請があった場合、補助金の対象事業所を選定する場合があります。
② 市から決定通知を受理するまでは、業者等との契約を行わないでください。また、業者への発注・納品・支払い等は令和３年３月末までに完了してください。
③ 工事費の額に応じて、適切な方法で施工業者を決定してください。

<table>
<tr><th></th><th>一般競争入札</th><th>指名競争入札
（5社以上）</th><th>見積合せ
（3社以上）</th></tr>
<tr><td>工事</td><td rowspan="4">1,000万円以上</td><td rowspan="4">1,000万円未満</td><td>２５０万円以内</td></tr>
<tr><td>製造請負</td><td>２５０万円以内</td></tr>
<tr><td>物件の買入れ</td><td>１６０万円以内</td></tr>
<tr><td>委託</td><td>１００万円以内</td></tr>
</table>

（※）本市において「補助金等工事事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、令和元年 12 月に「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正がされました。
・対象　100 万円を超える補助金等を交付される補助事業者等
・100 万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者２者以上から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。また、100 万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する。
（※）何らかの事情により入札又は見積合せが困難なケースがありましたら、高齢者事業推進課までお問い合わせください。
④ 交付金の受給に係る不正行為や過大受給等が発覚した場合には、交付金の取消を行うとともに、交付金の返還を求めることとなります。
⑤ 処分制限期間（昭和４０年大蔵省令第１５号）を経過する前に、事業所廃止・移転等を行う場合は、補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。